

令和7年度 島根県障がい者虐待防止・権利擁護研修

②身体拘束適正化委員会の運営 (講義・演習)

認定社会福祉士（障害分野）
社会福祉法人 亀の子
常務理事 坂根 勉

この時間で学ぶこと

- ・身体拘束を実施している事例を通して、
 - ① 同意等の手続や身体拘束の3要件を確認する。
 - ② 行動制限の緩和や解除に向けての動きを理解する。

(Ⅰ) 身体拘束等の適正化の体制整備

身体拘束はなぜ問題なのか？

- ① 障がいの有無に関わらず全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、障がい者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または制限し、障がい者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。
- ② 障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待にあたる行為とされています。身体拘束は、関節の拘縮や、筋力や心肺機能等、身体能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害をもたらします。
- ③ このことは家族にも大きな精神的苦痛となるとともに、職員等は問題解決の手段として、安易に身体拘束に頼るようになり、モチベーションや支援技術の低下を招く等の悪循環を引き起こすことになります。そのため、身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、支援の質が低下する悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。
- ④ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。

(Ⅰ) 身体拘束等の適正化の体制整備

(身体拘束等をやむ得ず行う場合は、以下の全てを満たすことが必要)

- ① 切迫性：利用者本人又は利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる危険性が著しく高いことが要件となります。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

*さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

(Ⅰ) 身体拘束等の適正化の体制整備

(やむを得ず身体拘束を行うときの手続き)

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

身体拘束に関する説明書・経過観察記録（参考例）

（身体拘束に関する説明書・経過観察記録（参考例））

（『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年）

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○○○○様

- 1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者
記録者

印
印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名
(本人との続柄)

印
)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○○○○様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者サイン

個別支援計画への記載例

落ち着いて過ごしたい	落ち着いて過ごせるよう、環境設定を行う	落ち着いて過ごしたい	[その他] ・座席の位置を配慮する（窓側にならないように） ・行動の前後を観察し、行動の背景を分析し、行動制限以外の方法を探る ・3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合は行動制限を行う ・前に立ち止める、両手で抑えるなどを行い、本人や他の人に危険が及ばないよう配慮する（6ヶ月）	+ 評価
		+ 追加		サービス管理責任者 生活支援員

個別支援計画に**身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由**を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。

身体拘束の3要件に該当しなくなったら すぐに解除

- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、3要件に該当しなくなったら、直ちに拘束を解除します。
- この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要とされています。

ロールプレイ

事例①居室の施錠

施設入所当初から不意に他者に手が出ていたYさん。職員が間に入ることでなんなくやり過ごしていましたが、入所から5ヶ月ほど経過すると誰かがそばに来るだけで手や頭が出てしまい他害を防ぐことが困難になってきました。また、壁などへの頭突きを繰り返して怪我をしてしまうことも多くなりました。しかし、職員がそばにいることも苦手で、そのことからさらに課題行動を誘発させてしまいます。

そして、〇月〇日、他利用者に対しての他害行為を防げず怪我をさせてしまう事故が発生しました。勤務していた3人の職員はその場で話し合い、Yさんを居室に誘導して施錠しました。

その後、サービス管理責任者がケース会議を開き、当面の支援方針や行動制限について検討し、下記の方針としました。

- ①玄関前の居室へ引っ越す（本人の用スペースと他の利用者の居住空間の境目に木製のパーテーションを配置して環境を分離した）。
 - ②壁や床に頭をぶつける自傷行為が顕著に見られたことから、本人用スペースの全ての壁や床に保護材として、クッションやジョイントマットを取り付けた。
 - ③職員がユニットに入室する時に、他害行為や自傷行為が出やすいためYさんの居室とスタッフルームの間には段ボール箱を組み立てて緩衝材とした。
 - ④利用者誘導や外部の方（清掃職員、医師の確認、見学者など）ユニットに入る際には、居室へ誘導してパーテーションを立て、合わせて居室の施錠対応もしていた。
- 行動制限の方針として、約1ヶ月間の期間で、施錠時間は1日で2時間程度と設定し、施錠時の記録をこまめに行うことと統一した。

ロールプレイ配役設定①

設定：身体拘束を行うことを、家族へ説明を行い、同意を得る。

配役を決める（10分で配役を決める）

①サービス管理責任者　（1回目：　　　　　2回目：　　　　　）

②生活支援員　　　　　（1回目：　　　　　2回目：　　　　　）

③家族1　　　　　　　（1回目：　　　　　2回目：　　　　　）

④家族2　　　　　　　（1回目：　　　　　2回目：　　　　　）

⑤任意の参加者　　（1回目：　　　　　2回目：　　　　　）

*配役⑤については、自由に設定可（例：相談支援専門員、管理者等）

ロールプレイ役割設定②

①家族に対して、どのような手順で、どのような内容を伝えるか
グループで話し合う。（20分）

（どのような手順で、どのような内容を家族に伝えるか）

-
-
-
-
-

ロールプレイをやってみよう（10分）

- ①サービス管理責任者役、生活支援員役は身体拘束について説明をして、同意を得る。
- ②家族役は、基本姿勢として身体拘束について同意しない。事業所側から説明を受けても質問を投げかけるなど、同意しない姿勢を通す。

ロールプレイの感想を述べあう（10分）

- ①サービス管理責任者役、生活支援員役は家族への説明を実施して、難しく感じたこと、もっと工夫すべき点等の意見を述べる。
- ②家族役は事業所側からの説明を受けての感想、また、家族として説明を受けた際の心情などについて意見を述べる。

次は配役を交代して実施（ロールプレイ10分、感想を述べあう10分）

ロールプレイを通して、身体拘束を許容する考え方を問い合わせ直そう

- ・身体拘束は行う理由として、障がい者の家族の同意により許容されるという意見があります。確かに、家族が事業所側の説明を聞き、身体拘束に同意する場合がほとんどだと思います。しかし、その同意は家族にとって、他に方法のないやむを得ない選択であったこと、そして縛られている場面を見て、家族は混乱し、苦悩していることを、我々福祉事業所職員は真剣に受け止めなければなりません。
- ・家族への説明内容は十分に検討し、誰がどのように説明するかなどの準備と日頃からの家族との関係性作りが重要です。

（2）具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

- ①徘徊しないように、車いす、ベットに体幹や四肢等をひもで縛る
(徘徊中に転倒し、骨折やケガの恐れあり)

身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク 5分)

(グループワーク 5分)

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

①徘徊しないように、車いす、ベットに体幹や四肢等をひもで縛る

工夫

1. 徘徊そのものを問題として考えるのではなく、そのような行動をする原因、理由を究明し、対応策をとる
2. 転倒しても骨折やけがをしないような環境を整える
3. スキンシップを図る、見守りを強化・工夫するなど、常に関心を寄せておく

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

②脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着ける

身体拘束をしない工夫を考えてみよう

(個人ワーク 5分)

(グループワーク 5分)

(2) 具体的な身体拘束ごとの工夫のポイント

②脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる

工夫

1. おむつに頼らない排せつを目指す
2. 脱衣やおむつはずしの原因や目的を究明し、それを除くようにする。
3. かゆみや不快感を取り除く
4. 見守りを強化するとともに、他に関心を向けるようにする

身体拘束をせずにケアを行うためにー3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

I. 身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」と言わ
れることがある。

- ・徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- ・転倒のおそれのある不安定な歩行や点滴の除去などの危険行為な行動
- ・かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- ・姿勢の崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、支援する側の関わり方や
環境に問題があることも少なくない。したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探
り、除去する支援が必要であり、そうすれば身体拘束を行う必要もなくなるのである。

身体拘束をせずにケアを行うために – 3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

2. 5つの基本的ケアを徹底する

- そのためには、まず、基本的な支援を十分に行い、生活のリズムを整えることが重要である。①起きる、②食べる、③排せつする、④清潔にする、⑤活動する（アクティビティ）という5つの基本的事項について、その人にあった十分なケアを徹底することである。
- 例えば、「③排せつする」ことについて、ア.自分で排せつできる、イ.声かけ、見守りがあれば排せつできる、ウ.尿意、便意はあるが、部分的な介助が必要、エ.ほとんど自分で排せつできないといった基本的な状態と、その他の状態アセスメントを行いつつ、それを基に個人ごとの適切な支援を検討する。

身体拘束をせずにケアを行うために – 3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

3. 身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を

- ・身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、福祉事業所における支援全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。
- ・「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組んでいくことが期待される。